

平成 21 年 5 月 29 日現在

研究種目：若手研究（スタートアップ）
 研究期間：2007 年～2008 年度
 課題番号：19890092
 研究課題名（和文） 救急外来における看護職者の DV 被害者に対する支援方法の検討
 研究課題名（英文） Examination of Nursing for Domestic Violence Victim in the Emergency Department
 研究代表者 五十公野 由起子（IZUMINO YUKIKO）
 浜松医科大学・医学部・助教
 70436971

研究成果の概要：

救急外来における看護職者のDV被害者に対する支援方法を検討することを目的に、救急外来で働く看護師に対する質問紙調査とDV被害者の相談業務に携わっている支援者へのインタビュー調査を行った。その結果、約6割の看護師にDV被害者との遭遇経験があった。DV被害者が受診した際の対応方法が決まっている施設は少なく、今後救急外来での支援を充実していくために対応マニュアルの必要性が示唆された。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,090,000	0	1,090,000
2008 年度	390,000	117,000	507,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,480,000	117,000	1,597,000

研究分野：医歯薬学

科研費の分科・細目：看護学・臨床看護学

キーワード：ドメスティックバイオレンス 救急外来 患者支援 看護師 医療・福祉

1. 研究開始当初の背景

ドメスティックバイオレンス（以下 DV）は、2001 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が制定され、社会的問題、女性の人権侵害と位置づけられた。2005 年の内閣府の調査によると 33.2%の女性が、配偶者から身体的、心理的、性的被害のいずれかを受けており、10.6%の

女性は何度も被害を受けている。繰り返し暴力を受けている人の 3 人に 1 人は、医療処置が必要となる程のケガをしており、治療が必要な人の 4 人に 3 人は医療機関を受診しているといわれている。DV 防止法では、医療関係者の努力義務として、被害者を発見した場合に被害者の意思を尊重して配偶者暴力支援センターまたは警察に通報すること、さらに被

害者に配偶者暴力相談支援センター等に関する情報提供を行うことが挙げている。しかし、医療機関での対応はまだ十分ではなく、今後改善するため検討が必要であるといわれている。その中でも救急外来は、夜間、休日も緊急の患者を受け入れることから DV 被害者が受診しやすい科の 1 つであるといわれ、米国でも救急治療室での DV 被害者支援対策は特に力が入れている。

しかし、救急外来は救急初療の繁忙による見過ごしの可能性と十分な対応が困難なことにより、DV を発見することが困難な場でもあるといわれている。それゆえに、看護職者の DV 認知度や被害者への対応はまだ十分とはいえない。しかし、看護職者が DV 被害者に遭遇し対応する場面はこれからも必ずあるといえ、医療機関でできる支援が必要である。今後、看護職者が救急外来で DV 被害者へ適切な支援を行えるよう検討していく必要があると考える。

2. 研究の目的

本研究では、救急外来での DV 被害者に対する看護職者の支援状況と DV 被害者の相談業務に携わっている支援者へのインタビューから、救急外来における看護職者の DV 被害者に対する支援方法を検討することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 質問紙調査

① 調査対象

東海地方の救急外来で働く看護師

② 調査方法

- 東海地方にあり救急指定病院に指定され、救急外来を設置している病院の看護管理者に、文書にて研究の協力を依頼する。
- 研究の承諾が得られた病院に対し

て質問紙を郵送し、救急外来で働く看護師への質問紙の配布を依頼する。

- 質問紙は、無記名とし各看護師から直接郵送回収する。

③ 調査期間

平成 19 年 12 月～平成 20 年 1 月

④ 調査内容

- 属性（年齢、性別、婚姻歴、経験年数、経験部署）
- 看護職者の DV に関する認識（暴力内容に関する認識、DV 用語の知識、用語の情報源、被害者行動の認識）
- DV 被害者との遭遇経験とその対応
- DV に関する研修、教育（研修参加経験、看護基礎教育での DV 教育、今後希望する DV に関する研修および教育）

⑤ 分析方法

得られた回答を数量化し、項目毎に集計して SPSS を用いて分析を行った。

(2) インタビュー調査

①対象者

DV 被害者の相談業務に携わっている支援者

② 調査方法

現在 DV 被害者の相談業務に携わっている支援者に対し、口頭および書面で研究の協力依頼を行い、了承が得られた対象者に対してインタビューを行う。

③ 調査内容

- DV 被害者の状況
- 実際に行った支援
- DV 被害者の医療機関受診経験
- 関係機関への付き合い経験
- DV 被害者支援の経験から看護職者に望む支援方法

④ 調査期間

平成 20 年 8 月～10 月

⑤ 分析方法

対象者のインタビューを逐語録に起こし、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて分析を行う。

(3) 倫理的配慮

本研究は、浜松医科大学医の倫理委員会の承認を受け実施した。質問紙調査対象者およびインタビュー対象者に対し、研究目的、調査協力は自由意思であること、匿名性の確保、データの取扱い、研究結果の公表について文書で説明し同意を得た。なお、質問紙調査では対象者からの質問紙の返送にて本研究への協力同意とした。インタビューは、プライバシーが確保される場所または対象者本人が希望する場所で行った。

4. 研究成果

(1) 質問紙調査

41 施設 942 名に質問紙を配布し 728 名 (回収率 77.3%) の看護師から質問紙が返送され、有効回答数は 712 名 (有効回答率 75.6%) だった。対象者の概要は、表 1 に示す。

	n	%	平均	範囲
性別				
女	686	96.3		
男	23	3.2		
無記入	3	0.4		
年齢			40.8±9.2歳	22~60歳
経験年数				
救急外来			4.8年	1ヶ月~30年
看護師			17.6年	1~40年

①DV に関する認識 (図 1, 図 2 参照)

- DV という言葉は 696 名 (97.8%) が知っており、その情報源はテレビ 598 名、新聞 394 名、本や雑誌 389 名の順に多かった。
- DV 防止法を知っている者は 628 名 (97.8%)、その内容を知る者は通報義務 487 名 (97.8%)、情報提供義務 365 名 (97.8%) だった。

図 1 DV という言葉の情報源 (複数回答) (N=712)

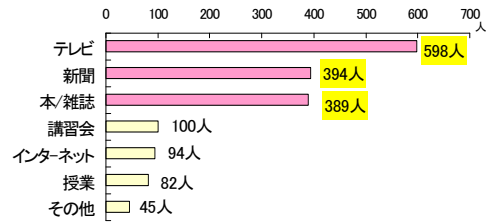
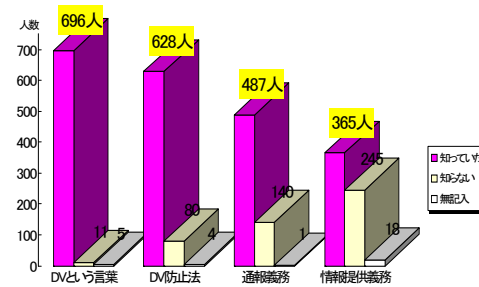


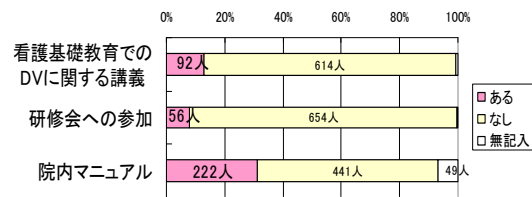
図 2 DV および DV 防止法の認識 (N=712)



②DV に関する教育や院内マニュアル (図 3 参照)

- 看護基礎教育で DV に関する教育を受けた者 92 名 (12.9%)、DV に関する研修会等に参加した経験がある者 56 名 (7.9%) だった。
- DV 被害者が受診した際の院内マニュアルがあると答えた者は 222 名 (31.2%) だった。

図 3 DV に関する教育や院内マニュアル (N=712)



③DV 被害者との遭遇経験 (図 4, 図 5 参照)

- 443 名 (62.2%) の看護師に DV 被害者との遭遇経験があった。
- DV 被害は、身体的被害 439 名、精神的被害 135 名、性的被害 44 名の順に多かったと回答があった。

図4 DV被害者との遭遇経験 (N=712)

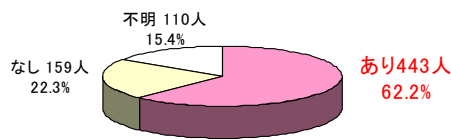
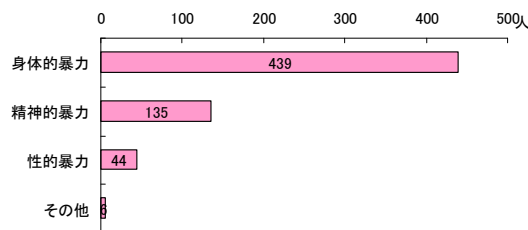


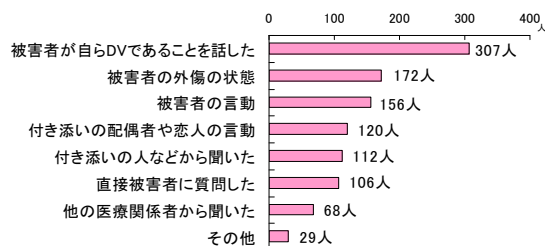
図5 受けたと思われるDV被害(複数回答)



④DV被害と判断した理由(図6参照)

- 被害者が自ら話した(307名)、看護師が被害者の外傷の状態(172名)や言動(156名)を観察し、DV被害だと判断していることが多かった。
- DV被害は身体的被害439名、精神的被害135名、性的被害44名の順に多かったと回答があった。

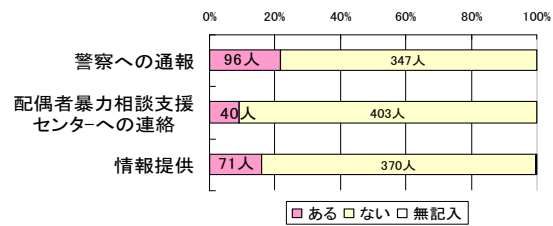
図6 DV被害と判断した理由(複数回答)



⑤DV被害者への対応(図7参照)

- 関係機関への通報等は、警察96名(21.7%)、配偶者暴力相談支援センター40名(9.0%)だった。
- 被害者にDVに関するリーフレットを渡すなどの情報提供を行った者は71名(16.0%)だった。

図7 関連機関への通報や情報提供の経験 (N=443)



(2) インタビュー調査

DV被害者の相談業務に携わっている支援者5名にインタビューを行った。その結果、支援者達はDV被害者の揺れ動く気持ちを理解して共感する態度で接し、DV被害者が今後の生き方を自分自身で決められるよう自己決定を促す関わりを行っていた。

(3) 考察

DVという言葉やDV防止法については多くの看護師が知っていたが、テレビや新聞などのメディアから情報を得た者が多かった。今後は看護基礎教育での講義や卒後教育でDVに関する研修等を行い、DVに関する知識や被害者への対応方法を伝えていく必要がある。

また、約6割の看護師が、救急外来でDV被害者と遭遇した経験があったが、対応マニュアル等がなく、DV防止法で医療従事者の努力義務となっている通報や情報提供を行っている者は少なかった。そのため、今後、救急外来での支援を充実していくために対応マニュアルが必要であり、その内容に被害者の気持ちを理解し共感する態度で接していくことの必要性が示唆された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 0件)

〔学会発表〕(計 1件)

五十公野 由起子:救急外来に勤務する看護師のDVに関する認識とDV被害者の遭遇経験,日本トラウマティック・ストレス学会第8回学術大会,2009,東京都

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0件)

○取得状況(計 0件)

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

五十公野 由起子 (IZUMINO YUKIKO)
浜松医科大学・医学部・助教

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者